

# 御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会 規 約

## (目的)

第1条 御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会（以下「検討会」という）は、御嶽山噴火を受けて、関係機関が連携・協力し、今後の水質監視体制や牧尾ダム貯水池の水質保全対策、下流河川への影響緩和策等の検討を行うことを目的とする。

## (構成機関)

第2条 検討会の構成機関は下記をもって構成する。

長野県、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、経済産業省中部経済産業局、  
農林水産省東海農政局、(独)水資源機構中部支社、関西電力(株)、  
国土交通省中部地方整備局

## (委員)

第3条 委員は、別表－1に掲げるものをもってあてる。

## (事務局)

第4条 検討会の事務局は、(独)水資源機構中部支社及び関係河川管理者（長野県、岐阜県、国土交通省中部地方整備局）の代表として国土交通省中部地方整備局で行う。

## (検討会)

第5条 検討会は構成組織が必要と認めた場合に事務局が招集する。

2. 構成員の合意により必要と認める場合は、学識経験者及び地元関係者に対して出席を求め、報告並びに意見を聞くことができる。
3. 検討会は半数以上の出席をもって行うものとする。
4. 会議の終了の都度、その議事内容の概要を公表するものとする。

## (規約変更)

第6条 本規約に定めのない事項や規約の変更が必要な場合は、検討会において決定する。

## (付則)

第7条 本規約は平成26年10月28日から施行する。

本規約は平成29年 5月26日 一部改正

本規約は令和 5年 1月18日 一部改正

## 御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会 名簿

所 属	役 職
長野県環境部水大気環境課	課 長
長野県建設部河川課	課 長
愛知県建設局水資源課	課 長
岐阜県環境生活部環境管理課	課 長
岐阜県県土整備部河川課	課 長
岐阜県都市建築部水資源課	課 長
三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課	課 長
三重県企業庁 水道事業課	課 長
名古屋市上下水道局技術本部計画部	主 幹
経済産業省中部経済産業局 地域経済部地域経済課地域振興室	室 長
農林水産省東海農政局農村振興部設計課	課 長
関西電力（株） 再生可能エネルギー事業本部 保安グループ	マネジャー
関西電力（株） 再生可能エネルギー事業本部 用地グループ	マネジャー
(独)水資源機構中部支社 事業部	次 長
国土交通省中部地方整備局河川部	広域水管理官